

第88回定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

第88期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

- I. 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
- II. 事業報告の「会計監査人の状況」
- III. 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- IV. 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- V. 連結計算書類の「連結注記表」
- VI. 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- VII. 計算書類の「個別注記表」
- VIII. 監査報告書の「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」
- IX. 監査報告書の「計算書類に係る会計監査人の監査報告書」
- X. 監査報告書の「監査等委員会の監査報告書」

竹田 ip ホールディングス株式会社

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.takedaip-hd.co.jp>)に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

I. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

II. 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人
 - (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
 - ①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 36百万円
 - ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 36百万円
 - ③監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意をした理由
監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。
- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

III. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

- (1) コーポレート・ガバナンスの基本方針
当社グループは、企業の社会的責任を果たし持続的な成長を実現するためには、コーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要な経営課題だと考えております。その基本認識に基づき、経営の透明性と健全性の確保、迅速な意思決定と適切な事業遂行、法令順守と倫理の確保の実現に向けての組織管理体制の整備に取り組んでおります。

(2) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するため「竹田 i P グループ内部統制システムの基本方針」を定めております。

当該基本方針は以下のとおりであります。

①当社およびグループ各社からなる企業集団（以下、当社グループ）の取締役・執行役員・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役および執行役員は、「竹田 i P グループ行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性について繰り返し情報発信することにより、グループ全体にその徹底を図る。また取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。

海外拠点には管理能力を備えた日本人管理者を配置し、定期的な教育を実施するとともに、当社および外部専門家に適宜相談を行い、現地の法令や会計基準等に準拠する体制を整える。

内部監査部署は、業務の有効性、効率性、法令等の遵守、財務報告の信頼性を確認するため、当社および国内外のグループ各社に対して計画的に監査を実施する。

リスク管理委員会では、グループ各社における不正行為の予防措置、法令違反行為等が発見された場合の是正措置等の活動を促進する。

グループ各社は、コンプライアンス、リスク管理、内部通報、情報セキュリティその他内部統制に関する教育・研修を継続的に実施する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書等、取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）は、これに関連する資料とともに文書管理規程等の情報管理に係る社内規程に従って保存・管理する。機密情報については、竹田マネジメントシステム基本方針および関連諸規定に基づき適切に管理し、個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護方針および個人情報保護規定に基づいて対応する。

これら情報管理に係る社内規程は、必要に応じて運用状況の検証、規定内容の見直しを行う。

③当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険およびその他のリスクを統括的に管理するため、グループ各社の担当責任者を含むリスク管理委員会を設置する。また、リスク管理規程等に基づき、個々のリスク（コンプライアンス、経営戦略、業務運営、環境、災害、人的資本、情報セキュリティなど）に対処する責任部署を定めるとともに、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保する。

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、取締役会に報告し、取締役会は必要に応じて審議または決議を行う。

各事業部署等は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定した上で、具体的な対応策を決定し、適切にリスク管理を行う。

内部統制を主管する部署は、各事業部署等が実施するリスク管理が体系的、効果的に行われるよう必要な支援、調整および指示を行う。

内部監査部署は、リスク管理に係る事項を含めて監査し、監査を受けた部署は、是正、改善の必要のあるときには、内部統制を主管する部署および関連する部署と連携してその対策を講じる。

グループ各社において、重大な法令違反、不正、事故、情報漏えい、システム障害、災害、訴訟その他経営に重大な影響を及ぼす事象が発生し、または発生するおそれがある場合には、当該各社は、速やかに当社の関係会社管理の主管部署に報告するとともに、必要に応じて取締役会または監査等委員会に報告するものとする。

情報セキュリティに関しては、情報資産の機密性、完全性および可用性を確保するため、サイバー攻撃、情報漏えい、システム障害等のリスクに対応する体制を整備し、必要な教育、訓練および点検を実施する。

④当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役の職務が適正かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会規程および職務権限規程等の社内規程を定める。

取締役会を定期的に開催するとともに必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。議案については資料を事前配信するとともに、社外取締役には経営管理担当役員から事前説明を行い、審議に必要な時間の確保と情報の提供を行う。

業務の運営に関しては、当社グループの中期経営計画および年度計画に基づき、各社がそれぞれ年度予算を策定し、定例取締役会において進捗状況を確認する。

経営の効率化とリスク管理を両立させ、内部統制が有効に機能するよう、情報システムを主管する部署を置き維持管理、整備等を進め、全社レベルでの最適化を図る。

取締役会の任意の諮問機関として、取締役会が選定する3名以上の取締役で構成し、その過半数を独立社外取締役とする指名・報酬諮問委員会を設置し、取締役の指名および報酬等の決定に係る公正性、透明性、客観性を高める。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、経理業務に関する規程を定めるとともに、「竹田 i Pグループ 財務報告に係る内部統制の基本方針」に従い、財務報告に係る内部統制の体制の維持・改善を図る。

グループ全体の財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法および関連する規則等に基づき、整備・運用するとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

⑥当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制およびグループ各社の取締役の職務の執行に係る当社への報告に係る体制

当社グループ全体の業務の適正性を確保するため、グループ全体を対象とするリスク管理委員会を開催するとともに、グループ各社を対象にした内部監査を実施する。

さらに、法令遵守の観点から、グループ各社に対し「竹田 i Pグループ 行動規範」を配付し徹底を図るとともに、法令に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社グループの全従業員を対象とした「公益通報処理規程」を定め運用する。公益通報処理規程の運用にあたっては、内部公益

通報対応業務に従事する者を定め、通報者を特定させる情報の秘密を保持するとともに、通報者が通報を理由として不利益な取扱いを受けないよう適切に保護する。また、通報を受けた事項については、必要な調査を行い、是正措置および再発防止策を講じる。

また、原則として当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員もしくは使用人がグループ各社の取締役および監査役等に就くことにより、グループ各社の業務の適正を監視し、業務および取締役の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告できる体制とするほか、関係会社管理規程に基づき、グループ各社の重要事項については、当社の事前承認または当社に対する事後報告の基準を定め、その適切な運用を通じてグループ経営の実効性を確保する。

- ⑦監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制および取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査等委員会の職務を補助するための使用人を置くこととし、その人事異動については監査等委員会と担当取締役が協議して行き、人事評価については監査等委員会が行うこととする。監査等委員会補助を兼任する使用人は、監査等委員会の職務の補助を優先して従事する。

- ⑧当社グループの取締役・執行役員・使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員および使用人は、会社経営および事業運営上の重要事項ならびに業務執行の状況および結果について監査等委員会に報告を行い、内部監査部署は内部監査の結果等を報告する。

また、重大な法令・定款違反および不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときには、速やかに監査等委員会または公益通報処理窓口に連絡し、公益通報処理責任者は監査等委員会に報告する。

監査等委員会への報告は、正確かつ適時適切に行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要の都度遅滞なく行う。

当社グループは、監査等委員会へ報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保する。

- ⑨監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員会監査等基準に基づいて監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

監査等委員会は、取締役会などの重要な会議に出席するとともに、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を実施する。また、監査等委員会は、グループ各社の監査役からなるグループ監査連絡会を開催し、監査実施状況等について意見交換および協議を行う。

代表取締役、会計監査人および内部監査部署と定期的にまたは必要に応じて意見交換を行い、監査の実効性の確保を図る。

監査等委員会の職務の遂行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、顧問弁護士・監査法人

等の専門家との連携を図れる環境を整備する。

監査等委員会の職務の遂行につき、費用の前払または償還の手続その他の当該職務の遂行について生じる費用または債務の処理等を請求したときは、請求に係る費用または債務が当該監査等委員会の職務に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

監査等委員会は、重要な会議資料、決裁書類その他業務執行に関する重要文書を閲覧できるものとし、必要に応じて当社グループの取締役、執行役員および使用人に対して説明または報告を求めることができる。

⑩反社会的勢力の排除に向けた体制

「竹田 i P グループ 行動規範」において、反社会的勢力との関係拒絶について記載し、遵守すべきルールとして徹底する。反社会的勢力からの不当要求についての対応窓口を定め、情報収集や外部との情報交換に努めるとともに、警察、顧問弁護士との連携に努める。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取り組み

当社グループの取締役および執行役員は、朝礼等で「竹田 i P グループ行動規範」の浸透を図るとともに、グループ社員全員に行動規範等を記載したコンパクトガイドを携帯させ、その順守の重要性について繰り返し情報発信することにより、当社グループ全体にその徹底を図りました。また内部統制システムの適切な運用により、法令、定款等に則った適正な業務の遂行を確保しております。さらに、「公益通報処理規程」により内部通報制度を運用し、法令順守の意識向上に寄与しております。

②職務執行の適正および効率性の確保に関する取り組みの状況

取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名（うち2名が社外取締役）、監査等委員である取締役3名（うち2名が社外取締役）の計7名で構成され、取締役会規程ほか各社内規程に則り適正に運用しております。当事業年度において、取締役会は17回開催され、経営方針、予算等の経営に関する重要事項を決定し、月次の経営状態の分析、評価、対策の検討を図るとともに、業務執行状況の監督を行いました。

また各議案の審議にあたっては、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性を確保いたしました。

③リスクマネジメントに対する取り組み

当社グループ各社の担当責任者を含めたリスク管理委員会を定期的を開催し、リスク管理規程に基づき当社グループのリスクを抽出、評価し、損失の危険およびその他のリスクの発生可能性につながる事項について情報共有し、統括的にグループ全体のリスク管理策を検討いたしました。

④財務報告に係る信頼性の確保に対する取り組み

当社グループは、財務報告がステークホルダーにとって当社グループの活動を確認する上で重要な情報の一つであり、財務報告の信頼性を確保することは当社グループに対する社会的な信用の維持・

向上に資するものであることを認識し、信頼性のある財務報告を適時かつ適切に実行するための体制とシステムを整備するために財務報告にかかる内部統制の基本方針を定めております。

また、内部統制担当部署が監査実施計画に基づき各部門に赴き、業務プロセスの運用状況をチェックすることで財務報告に係る信頼性を確保したほか、リスク対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性と順守の重要性を周知徹底いたしました。

⑤監査等委員会の職務執行

監査等委員は、取締役会への出席、工場への往査、事業部門に対するヒヤリング、内部監査部門および会計監査人との定期的な会合を行い、監査の実効性を高めております。当事業年度において、監査等委員会を15回開催し、監査方針、監査計画を決定したほか、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。さらに、年1回グループ監査連絡会を開催し、グループ全体の内部統制システムをモニタリングいたしました。

また、常勤監査等委員はリスク管理委員会に出席するほか、稟議書などを常時閲覧することにより、監査の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

IV. 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日 期首残高	1,937	1,799	13,057	△332	16,463
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△341		△341
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,114		1,114
自己株式の処分		9		26	36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	9	772	26	809
2026年3月31日 期末残高	1,937	1,809	13,830	△305	17,272

項目	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
2025年4月1日 期首残高	1,136	386	218	1,741	140	18,345
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△341
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,114
自己株式の処分						36
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	609	127	106	843	1	844
連結会計年度中の変動額合計	609	127	106	843	1	1,653
2026年3月31日 期末残高	1,746	514	324	2,584	141	19,998

V. 連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数 13社

主要な連結子会社の名称

竹田印刷株式会社、株式会社光文堂、竹田東京プロセスサービス株式会社、株式会社プロセス・ラボ・ミクロン、日栄印刷紙工株式会社、東海プリントメディア株式会社、株式会社光風企画、上海竹田包装印務技術有限公司、PROCESS LAB. MICRON VIETNAM CO., LTD.、TOKYO PROCESS SERVICE (Thailand) CO.,LTD.、富来宝米可龍(蘇州)精密科技有限公司、TAKEDA PACKAGING (Thailand) CO.,LTD.

②非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称

大連光華軟件技術有限公司、
TAKEDA PRINTING (Thailand) CO.,LTD.

非連結子会社2社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社

該当はありません。

②持分法を適用した関連会社

該当はありません。

③持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社の名称

大連光華軟件技術有限公司、
TAKEDA PRINTING (Thailand) CO.,LTD.

関連会社の名称

株式会社千代田プリントメディア

非連結子会社2社及び関連会社株式会社千代田プリントメディアは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、上海竹田包装印務技術有限公司、PROCESS LAB. MICRON VIETNAM CO.,

LTD.、TOKYO PROCESS SERVICE (Thailand) CO.,LTD.、富来宝米可龍(蘇州)精密科技有限公司、TAKEDA PACKAGING (Thailand) CO.,LTD.の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資 (金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの) については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、組合の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上しております。

デリバティブ

時価法

棚卸資産

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

製品・商品 (印刷機器)・仕掛品

個別法

商品 (印刷機器以外)・原材料

移動平均法

貯蔵品

最終仕入原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は、1998年4月1日以後に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。在外子会社は定額法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については実績率基準により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、債権の内容に応じ、追加計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

解体撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産の解体撤去費用に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（７年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

小規模企業等における簡便法の適用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）を用いた簡便法を適用しております。また、一部の連結子会社においては、中小企業退職金共済制度に加入しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準

情報コミュニケーション事業

情報コミュニケーション事業における印刷物の製造請負業務につきましては、顧客の検収時点で顧客に財やサービスの所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定いたしますが、当社グループの顧客は国内事業者が主であり、出荷から検収までの期間が通常の期間と認められるため、主として製品を出荷した時点で収益を認識しております。その他、システム構築、データ収集・分析、ロジスティクスサービス、事務局運営、各種BPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）、販促イベント支援等のサービス提供業務につきましては、サービスの提供が完了した時点で、顧客に財やサービスの所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

半導体関連マスク事業

半導体関連マスク事業における半導体用各種マスクの製造請負業務につきましては、顧客の検収時点で顧客に財やサービスの所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定いたしますが、当社グループの顧客は国内事業者が主であり、出荷から検収までの期間が通常の期間と認められるため、主として製品を出荷した時点で収益を認識しております。半導体用各種マスクの設計請負業務につきましては、設計データの納品の時点で顧客に財やサービスの所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

ソリューションセールス事業

ソリューションセールス事業における印刷資材等の販売（資材関連）につきましては、顧客の検収時点で顧客に財やサービスの所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定いたしますが、当社グループの顧客は国内事業者が主であり、出荷から検収までの期間が通常の期間と認められるため、主として商品を出荷した時点で収益を認識しております。印刷機械およびその周辺機器の販売（機材関連）については、出荷から検収までに一定程度の期間が必要であり、顧客の検収時点で顧客に財の所有に伴う重要なリスクおよび経済価値が移転し、支払いを受ける権利が確定するため、その時点で収益を認識しております。なお、例えば印刷機械のメーカー保守などの財又はサービスを他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（サービス関連）につきましては、その履行義務が完了した時点で、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

不動産賃貸事業

当社グループが保有する土地・建物の有効活用を目的として、連結子会社や外部顧客に対する不動産の賃貸を行っておりますが、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。取引に対する対価は、通常、短期のうちに支払期限が到来し受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

⑥連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の計算書類の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理を、特例要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

⑧のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、原則として5年間で均等償却しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産	180百万円
繰延税金負債	870百万円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の回収可能性についての見積りに関しては、主として、将来の事業計画及び将来減算一時差異の解消見込年度のスケジュールリングを含む将来の課税所得の見積りに基づき行われるため、繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられた将来の課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画の内容と整合性について、過去の達成状況を踏まえた一定の不確実性を織り込み検討を行っております。当社は、当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した繰延税金資産については、回収可能性があるものと判断しておりますが、事業計画の達成状況等によっては、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 14,576百万円
上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (2) 有形固定資産の取得価額から直接減額した圧縮記帳額
- | | |
|-----------|--------|
| 建物及び構築物 | 485百万円 |
| 機械装置及び運搬具 | 65百万円 |
| 合計 | 550百万円 |
- (3) 収益認識に関する事項
- 売掛金、受取手形及び電子記録債権のうち、顧客との契約から生じた債権の金額
- | | |
|--------|----------|
| 売掛金 | 5,092百万円 |
| 受取手形 | 213百万円 |
| 電子記録債権 | 1,732百万円 |
- 流動負債の「その他」に含まれる、契約負債の金額
- | | |
|------|-------|
| 契約負債 | 49百万円 |
|------|-------|

4. 連結損益計算書に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益
売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「8.収益認識に関する注記」「(1)収益の分解情報」に記載しております。
- (2) 減損損失
当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額 (百万円)
愛知県あま市	撮影スタジオ (遊休資産)	建物及び構築物	11
		土地	69
合計			81

①資産のグルーピング方法

当社グループは、事業用資産については、主として管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。賃貸資産等については個別に資産のグルーピングを行っております。

②減損損失に至った理由

竹田印刷株式会社が運営してございました撮影スタジオは業務を終了し遊休資産となったことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失 (81百万円) を特別損失に計上しております。

③回収可能価額の算定方法

遊休資産となった撮影スタジオの資産について、回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

(3) 特別調査費用等（特別損失）

当社連結子会社の従業員による金銭の横領に係る不正行為に関連する調査費用として外部専門家等へ支払うべき報酬を特別調査費用等として計上しております。

(4) 解体撤去引当金繰入額（特別損失）

将来発生が見込まれる固定資産の撤去費用に備えるため、解体撤去費用引当金繰入額を計上しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式 8,781,000株

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、発行済株式の総数につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の金額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月14日 取締役会	普通株式	224	27.00	2025年 3月31日	2025年 6月9日
2025年11月13日 取締役会	普通株式	117	14.00	2025年 9月30日	2025年 12月1日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の金額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年5月14日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	275	33	2026年 3月31日	2026年 6月10日

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、2026年3月31日を基準日とする配当につきましては、当該株式分割前の株式数を基準とした金額を記載しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用につきまして、主に預金等にて運用し、資金調達につきましては、金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金にかかる顧客の信用リスクは、与信管理規程に従って期日管理及び与信管理を行い、主な取引先の信用状況を1年ごとに見直す体制としております。

また投資有価証券は、主に株式、債券及び投資事業有限責任組合出資金であり、それぞれ市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握しており、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を見直しております。借入金及びファイナンス・リースに係るリース債務の用途は運転資金及び設備資金であり、長期の借入金は、金利変動リスクを低減するため、金利スワップなどを利用して、概ね支払利息の固定化を図っております。また、外貨建貸付金に係る為替相場の変動リスクを低減するため先物為替予約取引及び通貨スワップ取引を利用しております。なおデリバティブ取引は、前述のとおり金利変動リスク及び為替変動リスクを低減することを目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合は、次表に含めておりません（(注)を参照ください）。また、「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (* 1)	時価 (* 1)	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	130	129	(0)
その他有価証券	3,404	3,404	—
(2) 長期借入金（1年以内に返済予定の長期借入金を含む）	(1,263)	(1,244)	(19)
(3) リース債務（1年以内に返済予定のリース債務を含む）	(1,449)	(1,394)	(55)
(4) 長期未払金（割賦）（1年以内に返済予定の未払金を含む）	(1)	(1)	—
(5) デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されていないもの	6	6	—

(* 1) 負債に計上されているものは、() で示しております。

(注) 市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	136
投資事業有限責任組合	76

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。なお、非上場株式には、子会社株式及び関連会社株式が含まれております。

投資事業有限責任組合については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価 同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価 レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券(株式)	3,404	—	—	3,404
資産計	3,404	—	—	3,404
デリバティブ取引	—	6	—	6

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	－	129	－	129
資産計	－	129	－	129
長期借入金	－	(1,244)	－	(1,244)
リース債務	－	(1,394)	－	(1,394)
長期未払金（割賦）	－	(1)	－	(1)
負債計	－	(2,639)	－	(2,639)

有価証券及び投資有価証券

上場株式は市場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

債券は取引金融機関から提示された価格によっておりますので、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金、リース債務及び長期未払金（割賦）

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の調達を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、為替レート等の観察可能なインプットに基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

なお、通貨スワップ取引は、当社から連結子会社への貸付金をヘッジ対象としたものでありますが、連結計算書類上は当該連結会社間取引が消去されるため、ヘッジ会計が適用されておられません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	情報コミュニケーション	ソリューションセールス	半導体関連マスク	不動産賃貸	
主たる地域市場					
国内市場	14,375	11,762	4,724	－	30,862
海外市場	1,769	104	1,663	－	3,537
顧客との契約から生じる収益 (注) 2	16,145	11,866	6,387	－	34,400
その他の収益 (注) 1	－	－	－	79	79
外部顧客への売上高	16,145	11,866	6,387	79	34,479
主要な製品等					
情報コミュニケーション (印刷関連)	16,145	－	－	－	16,145
ソリューションセールス (資材関連)	－	6,402	－	－	6,402
ソリューションセールス (機材関連)	－	4,864	－	－	4,864
ソリューションセールス (サービス関連)	－	599	－	－	599
半導体関連マスク (半導体マスク関連)	－	－	6,387	－	6,387
顧客との契約から生じる収益 (注) 2	16,145	11,866	6,387	－	34,400
その他の収益 (注) 1	－	－	－	79	79
外部顧客への売上高	16,145	11,866	6,387	79	34,479

(注) 1. その他の収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入であります。

2. リース取引に係る収益を一部含みますが、重要性がないため、顧客との契約から生じる収益に含めて表示しております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」「(4) 会計方針に関する事項」

「⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報 契約残高等

契約負債の内訳は以下のとおりであります。

契約負債 (期首残高)

22百万円

契約負債 (期末残高)

49百万円

①連結貸借対照表上、契約負債は流動負債の「その他」に計上しております。契約負債は、個別の契

約に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 1,187円40銭

1株当たり当期純利益 66円75銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2026年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行いました。

1. 株式分割の実施

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げ、投資家層の拡大と市場流動性の向上を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたしました。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	8,781,000株
株式分割により増加する株式数	8,781,000株
株式分割後の発行済株式総数	17,562,000株
株式分割後の発行可能株式総数	59,184,000株

③分割の日程

基準日公告日	2026年3月13日
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年4月1日

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、同日開催の取締役会において、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年4月1日をもって、当社定款第6条の発行可能株式総数を分割比率に合わせて変更いたしました。

(2) 定款変更の内容

変更前の定款	変更後の定款
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、29,592,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、59,184,000株とする。

(3) 定款変更の日程

効力発生日	2026年4月1日
-------	-----------

3. 資本金の額の変更

今回の株式分割に伴う資本金の変更はございません。

4. 1株当たり情報に及ぼす影響

1株当たり情報に及ぼす影響は「9. 1株当たり情報に関する注記」に反映しております。

VI. 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
2025年4月1日 期首残高	1,937	1,793	6	1,799	279	7,757	8,037	△332	11,443
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△341	△341		△341
当期純利益						601	601		601
自己株式の処分			9	9				26	36
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	9	9	-	259	259	26	295
2026年3月31日 期末残高	1,937	1,793	16	1,809	279	8,017	8,297	△305	11,739

項 目	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日 期首残高	352	352	11,796
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△341
当期純利益			601
自己株式の処分			36
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	95	95	95
事業年度中の変動額合計	95	95	391
2026年3月31日 期末残高	448	448	12,187

(注) その他利益剰余金の内訳

項 目	圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合 計
2025年4月1日 期首残高	363	5,800	1,593	7,757
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△341	△341
別途積立金の取崩				
当期純利益			601	601
自己株式の処分				
税率変更による積立金の調整額				
資産圧縮記帳積立金の取崩	△1		1	-
事業年度中の変動額合計	△1	-	260	259
2026年3月31日 期末残高	362	5,800	1,854	8,017

Ⅶ. 個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式

移動平均法に基づく原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっており、組合の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上しております。

デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については実績率基準により計上し、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、債権の内容に応じ、追加計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

④退職給付引当金

従業員の退職給付の支払に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤解体撤去引当金

将来発生が見込まれる固定資産の解体撤去費用に備えるため、損失見込額を算定し計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、主に子会社からの事務受託料、経営指導料、不動産賃貸収入及び受取配当金であります。事務受託料及び経営指導料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

不動産賃貸収入については、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づいて計上しております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①重要なヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約及び通貨スワップについては振当処理を、特例要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用しております。

②退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金負債 353百万円

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳については、「6. 税効果会計に関する注記」をご参照ください。

また、識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報については、連結注記表「2. 会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

3. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 1,297百万円 |
| 長期金銭債権 | 1,844百万円 |
| 短期金銭債務 | 5百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 7,695百万円 |
| 上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。 | |
| (3) 保証債務 | |
| 株式会社プロセス・ラボ・ミクロンの借入金に対する債務保証 | 77百万円 |
| 竹田東京プロセスサービス株式会社の借入金に対する債務保証 | 440百万円 |
| 竹田印刷株式会社の電子記録債務に対する債務保証 | 63百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

- | | |
|--|----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 営業収益 | 1,697百万円 |
| 営業費用 | 7百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 56百万円 |
| (2) 減損損失 | |
| 当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。 | |

場所	用途	種類	金額 (百万円)
愛知県あま市	撮影スタジオ (遊休資産)	建物及び構築物	11
		土地	69
合計			81

①資産のグルーピング方法

当社は、事業用資産については、主として管理会計上の区分を基礎としてグルーピングを行っております。賃貸資産等については個別に資産のグルーピングを行っております。

②減損損失に至った理由

竹田印刷株式会社が運営しておりました撮影スタジオは業務を終了し遊休資産となったことから、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、減損損失（81百万円）を特別損失に計上しております。

③回収可能価額の算定方法

遊休資産となった撮影スタジオの資産について、回収可能価額は正味売却価額により算定しております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 419,321株

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、自己株式につきましては、当該株式分割前の株式数を記載しております。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	4百万円
賞与引当金	12百万円
退職給付引当金	47百万円
未払金及び長期未払金 (役員退職慰労引当金)	2百万円
有価証券評価損	1百万円
繰越欠損金	14百万円
会員権評価損	54百万円
子会社株式評価損	166百万円
現物出資差額	96百万円
減損損失	267百万円
資産除去債務	75百万円
その他	12百万円
繰延税金資産小計	755百万円
評価性引当額	△709百万円
繰延税金資産合計	46百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮記帳積立金	169百万円
有価証券評価差額金	209百万円
資産除去債務に対応する除去費用	20百万円
繰延税金負債合計	400百万円
繰延税金資産の純額	△353百万円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械装置及び照明設備の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引 金額	科 目	期末 残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	竹田印刷株式会社	100%	3名	事務受託、 不動産の賃貸、 事業資金の 貸付及び 債務の保証	事務受託	202	—	—
					不動産の賃貸	382	—	—
					資金の貸付	1,110	短期貸付金	750
					資金の回収	860		
					債務の保証	63	—	—
子会社	東海プリントメディア 株式会社	65%	0名	不動産の賃貸	不動産の賃貸	192	—	—
子会社	株式会社 プロセス・ラボ・ ミクロン	100%	1名	事業資金の 貸付及び 債務の保証	資金の回収	2	短期貸付金	150
							長期貸付金	880
					債務の保証	77	—	—
子会社	竹田東京 プロセスサービス 株式会社	100%	1名	事業資金の 貸付及び 債務の保証	資金の回収	12	短期貸付金	250
					資金の貸付	200	長期貸付金	187
					債務の保証	440	—	—
子会社	TAKEDA PACKAGING (Thailand) CO.,LTD.	93%	1名	事業資金の 貸付	資金の貸付	523	短期貸付金	60
							長期貸付金	751

取引条件及び取引条件の決定方針等

建物の賃貸借については、近隣の取引実勢を勘案し協議の上決定しております。

債務の保証は、金融機関からの借入金に対する保証等であり取引金額には期末残高を記載しております。

事務の受託については「事務委託契約」に基づき決定しております。

資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 728円78銭

1株当たり当期純利益 36円01銭

(注) 当社は、2026年4月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

(完全連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年11月19日開催の取締役会において、2026年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、当社の完全連結子会社である株式会社光風企画を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議し、同日付で吸収合併しております。

1. 企業結合の概要

(1) 被結合企業の名称及び事業の内容

名称：株式会社光風企画

事業の内容：広告・広報全般に関する企画制作及び不動産賃貸管理運営

(2) 合併契約締結日

2025年11月25日

(3) 企業結合日

2026年4月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、株式会社光風企画を消滅会社とする吸収合併

(5) 結合後の企業の名称

竹田iPホールディングス株式会社

(6) 企業結合の目的

光風企画は、情報コミュニケーションセグメントに属する広告事業と不動産賃貸セグメントに属する不動産賃貸事業を行ってまいりましたが、当社においても不動産賃貸事業を行っており、当社連結子会社である竹田印刷株式会社も広告事業と同様の事業を行っていることが

ら、業務が重複している状況となっております。

当社グループ全体での経営資源の最適化と効率的な事業運営を図るべく、光風企画を当社に吸収合併することにより、重複業務の解消と人材・経営資源の有効活用を進めるものです。これにより、当社グループの競争優位性の維持・向上と経営効率の更なる強化を推進してまいります。

(7) 合併に係る割当内容

本合併による新株式の発行及び合併交付金の支払いはありません。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2026年2月18日開催の取締役会決議に基づき、2026年4月1日付で株式分割を行っております。なお、詳細については、前述の連結注記表の(重要な後発事象)をご参照ください。

※記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

Ⅳ. 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

竹田 i P ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大門 亮 介 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、竹田 i P ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、竹田 i P ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

Ⅸ. 計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月29日

竹田 i P ホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大門 亮 介 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、竹田 i P ホールディングス株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

X. 監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第88期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月29日

竹田 i P ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 古田 敦 規 ㊞

監査等委員 高橋 伸 夫 ㊞

監査等委員 田 中 誠 治 ㊞

(注) 監査等委員高橋伸夫及び田中誠治は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

